

兵庫県理学療法士学会 学会規則

第1章 総則

(規則の目的)

第1条 本規則は、兵庫県理学療法士学会（以下、「学会」という。）の組織を定め、学会の基本的な業務運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(機関の目的)

第2条 学会は兵庫県における理学療法に関連する学術・技術の情報発信、調査、研究並びにこれに関する業務を行うことを目的とした機関である。

第2章 組織

(組織)

第3条 学会に次の機関を置く。

- (1) 学会運営審議会
- (2) 委員会
- (3) 学会事務所

(学会運営審議会)

第4条 学会運営審議会は、次の業務をおこなう。

- (1) 学術大会開催に対する必要な指導と監督
- (2) 学術大会の大会長の任命と理事会への報告。
- (3) 学会組織に関する規程等の改廃
- (4) 委員会で審議された事項の承認
- (5) 県士会における研修事業への提案
- (6) その他、学会運営に関する重要事項の審議

2 学会運営審議会は、第7条 に定める学会役員により構成する。

(委員会)

第5条 学会における重要な事項を審議するため、委員会を置く。また、学会運営審議会が必要と認めた場合には、期間を定めて特別委員会を置くことができる。

第3章 学会の役員

(役員)

第6条 学会に学会運営審議員を置く。

2 学会運営審議員の定数は、9名以上20名以内とし、うち1名を学会運営審議会議長とす

る。

3 学会役員の任期は、本会役員のそれに準ずる。但し、後任の役員にあっては、前任者の残任期間とする。

(学会運営審議員)

第7条 学会運営審議員は、次に該当する者とする。

- (1) 会長が指名する理事3名
- (2) 支部運営審議会が指名した支部運営審議員2名
- (3) 学会運営審議会が指名した有識者
- (4) 学会の委員長
- (5) 研修部長

(学会運営審議会議長)

第8条 学会運営審議会議長は、会長が指名する理事をもってこれに充てる。

(解任)

第9条 役員は、次の各項のいずれかに該当するときにその職を解く。

- (1) 心身の状態が、その任に堪えないと判断されるとき
- (2) 学会役員として、不都合があるとき
- (3) その他、解任するにふさわしい事由があるとき

第4章 学会運営審議会

(構成員)

第10条 学会運営審議会は学会運営審議員により構成する。

(業務)

第11条 学会運営審議会は第4条の業務を行う。

(開催)

第12条 学会運営審議会は学会運営審議会議長が招集する。

2 学会運営審議会は、学会運営審議会議長が議長となる。学会運営審議会議長に事故があるときは、学会運営審議会議長が指名する者が代理することとする。

(議事及び議決)

第13条 学会運営審議会は、出席者の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 14 条 学会運営審議会議長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

第 5 章 委員会

(組織)

第 15 条 別紙に示す委員会を設置する。

(業務)

第 16 条 委員会の業務は別紙の通りとする。

(構成員)

第 17 条 委員会及び特別委員会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 委員長
- (2) 委員

(委員)

第 18 条 委員長の任命は理事会の承認を得て学会運営審議会が行う。

2 委員長は委員会の業務を統括する。

3 委員の選任および解任（任免）は、委員長の推薦に基づき、理事会の学会運営審議会が行う。

4 委員の任期は役員の任期に準ずる。但し、再任を妨げない。また、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(開催)

第 19 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれを務める。

(意見の聴取)

第 20 条 委員長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

第 6 章 補則

(規則の改廃)

第 21 条 本規則の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

1.本規則は、理事会の承認を得て、令和2年10月16日から適用する。

別表1 委員会名とその業務

委員会	業務
学術編集委員会	1) 学術誌の企画・編集および発行に関する事項 2) 学術誌の将来展望に関する事項 3) 投稿論文・兵庫県理学療法学術大会演題の審査に関する事項 4) 研究助成に関する事項 5) その他、学術誌編集、発行等に関する事項
県学術大会運営委員会	1) 学術大会開催のための調整に関する事項 2) その他、学術大会の調整に関する事項
調査研究委員会	1) 兵庫県内における大規模調査に関する事項 2) 国内における大規模調査との連携に関する事項 3) その他、兵庫県における調査研究に関する事項